

香南市新築住宅取得支援事業費補助金

手続きの流れ



請負契約・売買契約後

交付申請の提出

※申請期間：令和6年4月1日から令和7年2月末日まで
住宅建設工事請負契約の締結後から竣工までの期間又は、建売住宅売買契約の締結後に提出してください
ただし、補助事業の年度内完了が必須条件であることから、建築に要する日数や登記手続き等に係る日数を考慮して申請をお願いします

【必要な書類】

- 交付申請書(様式第1号)
- 図面(住宅位置図、配置図、各階平面図及び立面図)
- 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 世帯全員の市町村税(国民健康保険税及び国民健康保険料を含む。)の滞納がないことの証明書 ※18歳未満を除く
- 誓約書兼同意書(様式第2号)
- 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- (建売住宅の場合)検査済証の写し

補助金の交付決定

工事完了

登記手続き・居住開始

実績報告書の提出

※居住を開始した日から起算して30日以内に提出してください。
報告書の提出が3月になる方は事前にご相談ください。

【必要な書類】

- 実績報告書(様式第6号)
- 工事請負代金又は売買代金を支払ったことが確認できる書類の写し(例)・領収書、振込金受取書など
- 補助対象住宅の建物の表示に関する登記事項証明書
- 完成写真
- 世帯全員の住民票(新住所)

実地確認
補助金額の確定

交付請求書の提出

【必要な書類】

- 交付請求書(様式第8号)

※実績報告書と併せてご提出いただいてもかまいません。

補助金
振込

また、補助金の交付決定後に、工事に変更が生じる場合や中止する場合は、補助金変更等承認申請書等の提出が必要となる場合があります。ご不明な点がございましたら住宅政策課の住宅政策係(Tel: 0887-57-7536)までお問い合わせください。